

歴史認識をめぐるロシアの国際的取り組み：国連での反ナチズム決議の採択

西山, 美久
北海道大学国際連携機構：特任助教

<https://doi.org/10.15017/4774183>

出版情報：政治研究. 69, pp.35-70, 2022-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

歴史認識をめぐるロシアの国際的取り組み

——国連での反ナチズム決議の採択——

西山美久

はじめに

第一節 ナチズムの復権？

第二節 国際連合での活動開始

第一項 人権委員会での発信

第二項 武装親衛隊元兵士等の活動

第三項 人権委員会での決議再採択

第三節 連帯感の創出

第一項 戦勝六〇周年とホロコースト

第二項 国連総会での決議採択

第四節 割れる結論

第一項 ニュルンベルク裁判六五周年

第二項 決議案をめぐる判断

第三項 バルト諸国と欧州

第四項 複雑化する国際関係と歴史認識

おわりに

はじめに

本稿は、近隣諸国と対立しながらも、大祖国戦争での勝利を中核とする歴史認識の正当性を国際的に発信するプーチン政権の取り組みを明らかにすることを目的にしている。特に本稿では、国際連合（以下、「国連」とする）における反ナチズム決議の採択過程に着目し、自国の歴史認識を積極的に発信する同政権の活動を検討していく。

ロシアでは五月九日の戦勝記念日に首都モスクワのほか各地で記念式典が開催され、それに付随する形で戦没者を偲ぶ「不滅の連隊」と呼ばれる大規模な行進も実施されている。⁽¹⁾近年では、新たな戦争記念碑やモニュメントの建設が地方でも進んでいる。⁽²⁾また、プーチン大統領は戦勝七五周年にあたる二〇二〇年を「記憶と栄光の年」に位置づけ、欧州をナチス・ドイツから解放したソ連の功績を世界にアピールすることにした。⁽³⁾この勝利の記憶はロシアのアイデンティティの基底をなすものであり、現代ロシアにおいて重要な役割を果たしている。⁽⁴⁾

もつとも、プーチン政権は戦勝を重視する大祖国戦争史観の是非を巡って欧州や旧ソ連諸国と対立している。例えば、欧州議会や欧州安全保障協力機構がソ連とナチス・ドイツあるいはスターリニズムとナチズムを同一視する決議を採択しているし、旧共産主義諸国も自国内にあるソ連兵士を模った銅像を占領の象徴として撤去してきた。ロシアでは大祖国戦争史観を否定する言動は「歴史の歪曲」とされており、歴史認識の正当性をめぐる「記憶の戦争」が生じている。⁽⁵⁾このように過去の記憶は外交関係をも左右しかねない重要なイシューであり、政権としてもその対応に迫られている。諸外国との軋轢が増しつつある中、プーチン大統領を筆頭に政権閣僚や上下両院関係者、さらには有識者等が自国の歴史認識の正当性を声高に主張している。例えば、保守論客として知られるナタリア・ナロチニツカヤは「歴史が政治の道具、国民意識をコントロールする道具になった際には、諸資料に基づく作業のみが歴史の真実を守り、自国の歴史を擁護する」と指摘した。⁽⁶⁾最近では下院議長のヴァチェスラフ・ヴォロジンが「国益のために歴史の書き換えを試みることは容認できない」と発言したし、⁽⁷⁾プーチン大統領も「証拠に裏付けられた真実をもってして〔歴史歪曲〕に抗することが重要」⁽⁸⁾だとして歴史認識問題で一步も引かない姿勢を示した。

外交の基本方針を定めた「外交政策の概念」や防衛政策に関する基本方針をまとめた「国家安全保障戦略」の中でも歴史認識の対外発信について言及されるに至り、積極的な広報が重要視されている。この点、ロシアは二〇一〇年頃からイスラエルや中国といった第三国と連携して大祖国戦争史観を発信している。⁽⁹⁾しかし、プーチン政権はこれらの国々との協力だけではなく、国際機関での活動にも力を入れている。数ある国際機関の中でも、特に国連における決議採択を通じた広報活動に注力している。プーチン政権誕生後に策定された「外交政策の概念」を確認すると、「国際関係における主要な調整の場として国連がある」と明記されており、国連重視の姿勢が示されている。⁽¹⁰⁾

そこで、プーチン政権は反ナチズムを謳った決議を国連で採択することにした。なぜ、反ナチズムという特定のテーマなのか。それは、歴史認識をめぐるロシアと近隣諸国の対立が大きく関係している。詳細は本論で言及されるが、ラトヴィアやエストニアではナチス・ドイツが設立した武装親衛隊の元兵士やその支持者等が記念集会を毎年開催している。彼らによれば、武装親衛隊はソ連の侵略から祖国の自由・独立を守るために立ち上がった闘士だという。これに対して、戦勝を絶対視するプーチン政権の見方は全く異なっており、彼らはナチス・ドイツの協力者に他ならない。そこで同政権は、大祖国戦争史観の正当性を訴えるために、二〇〇四年から反ナチズムを謳った決議案を国連に提出してラトヴィアとエストニア両政府を牽制している。と同時に、欧州をナチズムの脅威から解放したソ連の功績を強調するほか、当該決議案に反対を表明する国々を非難している。とすれば、第三国との連携以外にも、国連とおして歴史認識を発信する政権の取り組みにも注目すべきだろう。

以上に鑑み先行研究を見ていくと、その多くがロシアと欧州諸国の対立に焦点を当てている。⁽¹¹⁾そうした中、大祖国戦争史観を重視するプーチン大統領等の方針を受け、歴史認識問題が外交政策の論点の一つになっていると主張する研究も出てきた。また、プーチン大統領も参加するヴァルダイ会議で司会を務めるヒョードル・ルキヤノフが編集主幹の外交専門誌『グローバル政治の中のロシア』には、歴史認識を議題にした専門家の座談会が特集として生まれ、過去の記憶が外交関係を左右する要因の一つだと指摘されている。⁽¹²⁾歴史認識に関する研究成果を積極的に発表しているモスクワ国際関係大学講師のコンスタンチン・パハリユクは、プーチンの発言や各種政策文書に目を配りつつ、本稿の主題であ

るロシアによる反ナチズム決議にも触れ、歴史認識問題が外交政策でも注目されていると指摘している。⁽¹⁴⁾

これらの先行研究は、歴史認識問題をめぐるプーチン政権の立場を示しており重要だと言えよう。とはいえ、本稿の問題意識に鑑みると、大祖国戦争史観の正当性を国際舞台で訴える同政権の取り組みが明らかにされたとは言いがたい。確かにバハリユクはロシア外交における歴史認識問題の重要性を指摘し、国連決議にも着目している。しかし、彼は反ナチズム決議が採択されたという事実を指摘するにとどまり、決議採択に向けた同政権の活動を詳細に分析しているわけではない。とすれば、ロシアが自らの主張をいかに発信し、各国からの支持調達に努めているのかを、先行研究の知見を踏まえつつ、明らかにする作業は必要だと思われる。

以上を踏まえ本稿では、自国の歴史認識の正当性を世界に発信するために国連での決議採択を進めるプーチン政権の取り組みを明らかにしたい。このような課題に対し、まず第一節では、同政権が国連での活動に乗り出した背景を探りたい。続く第二節では、国連人権委員会で決議採択を進める政権の取り組み、第三節では大祖国戦争史観の普及を目指して他国との連帯感を創出し、国連での決議採択を図る政権の動きを示したい。第四節では、国際情勢の影響を受け歴史認識問題が複雑化する中でも、ロシアが反ナチズム決議の採択を進める姿を浮き彫りにしたい。以上を踏まえ、最後に本稿全体をまとめるとともに、今後の展望を示して稿を閉じたい。

第一節 ナチズムの復権？

バルト諸国のラトヴィアでは毎年三月一六日に、ナチス・ドイツが設立した武装親衛隊ラトヴィア人部隊の元兵士やその支持者等が首都リガの中心地で記念集会を行っている。大祖国戦争史観を重視するロシアは当然反発しており、両国の対立が注目されている。

まずは背景を確認しよう。事の発端は一九九八年六月、ラトヴィア議会が三月一六日を「武装親衛隊ラトヴィア人部隊記念の日」に制定したことにある。この記念日は、一九四四年に同部隊がソ連によるラトヴィア侵攻を阻止し祖国の

自由のために戦ったことを記念する目的で制定された⁽¹⁵⁾。また同議会は、一九九八年一〇月に「第二次大戦下における武装親衛隊ラトヴィア人部隊に関する宣言」を採択した。同宣言を確認すると、その目的は「武装親衛隊ラトヴィア人部隊に関する歴史的真相及びその記憶を守ること」であり、国内外における「ラトヴィア人部隊の名誉と威厳を守る義務がある」としている⁽¹⁶⁾。これを受け、一九九九年三月一六日の記念日には、首都リガの広場に軍服姿の元兵士や支持者など約二千人が集い、市内を行進した⁽¹⁷⁾。

他方、ロシアは元兵士等の活動をファシズムに繋がる動きだと非難した。ロシア外務省は「当該記念日は冒涇に他ならない」とのコメントを出したし、下院防衛委員会委員長も「ラトヴィア指導部の立場は戦後制定された欧州の各憲章に反する」と批判した⁽¹⁸⁾。また、下院は声明も採択し、「(記念集会は)ファシズム闘争で犠牲になった欧州における何百万もの人々の記憶を踏み躪るものだ。武装親衛隊ラトヴィア人部隊を記念する集会はファシズムやナチスの犯罪を見直す試みに他ならない」と糾弾した⁽¹⁹⁾。ロシアは一九九八年一〇月採択の「宣言」についても、ナチスの犯罪が過小評価されているばかりか、武装親衛隊ラトヴィア人部隊が英雄視され、犠牲者の記憶を踏みにじる試みだと非難した⁽²⁰⁾。この種の批判が国際社会から寄せられたのか、早くも二〇〇〇年一月に同記念日は廃止されるに至った⁽²¹⁾。

ところが、二〇〇〇年三月一六日にも記念集会は開催され、元兵士や支持者等が二千名以上も参加した。ある参加者は「ドイツは友人ではなかったが、彼らは我々の敵の敵であった」とし活動を擁護した⁽²²⁾。同年一月には元兵士たちを慰霊する「ラトヴィアの母なる祖国像」がレステネ村に設置され、除幕式には現役の国防相等も参加して執り行われた。ロシア外務省は直ちに声明を出し、「ファシズムを擁護するために武器を手にした人々の記憶を守る記念碑が建設され始めた」と不快感を示した⁽²³⁾。

歴史認識をめぐる両国の対立が目立ち始めたところ、ロシア紙『コメルサント』は当時のラトヴィアのインドリス・ベルジンシユ外相にインタヴューを実施し、武装親衛隊元兵士等による記念集会について尋ねた。同外相は「我が国は民主国家であり、(集会参加は)個人の選択である。民主主義に否定的な人々であっても、それを表現する権利を当然有している」と答えるにとどめた。他方、歴史認識については「ナチズムを撃破した人々は今世紀最大の功績を残したと

思っている。「ナチズム撃破に」ソ連も加わっており、この点についてラトヴィア政府も自分も疑問を抱いていない。しかし、これはラトヴィア史では第二の占領を意味する。解放者〔たるソ連〕はラトヴィアを去らず居座り続けた。これが問題だ」と自国の立場を強調した⁽²⁴⁾。当時のヴァイラ・ヴィーチェ・フレイベルガ大統領も「ナチス・ドイツはラトヴィア人を強制的に徴兵した。ラトヴィア人に他の選択肢はなかった。多くのラトヴィア人は共産主義者たちと戦っている」と信じていた」とし、「武装親衛隊ラトヴィア人部隊≒悪者」という図式に反論した⁽²⁵⁾。

もつとも、ラトヴィアが北大西洋条約機構（NATO）への早期加入を目指す、政権は元兵士等に対して記念集会の延期を求めた⁽²⁶⁾。元兵士も会員となっているラトヴィア軍人協会は「NATO加盟が最善の策」と述べ、政権の求めに応じる姿勢を示した⁽²⁷⁾。二〇〇三年三月一六日に元兵士等は大規模な集会は実施せず、五〇〇名ほどが市内中心に集まる形に対応した⁽²⁸⁾。国際機関への加入交渉が続く中、同年九月には元兵士が眠る記念墓地の除幕式が行われ、生存する元兵士たちは「武装親衛隊ラトヴィア人部隊は英雄として記憶され、ここに眠る元兵士に敬意を表すべきだ」と主張した⁽²⁹⁾。これに対して、ロシア外務省第一次官は「武装親衛隊ラトヴィア人部隊の元兵士を英雄や自由の闘士として持ち上げたり、第二次世界大戦の結果を見直したりすることは到底容認できない」と語気を強めて批判した⁽³⁰⁾。

NATO加盟がほぼ決まっているのか、二〇〇四年三月一六日の記念日には約五〇〇人の元兵士等がリガ市内を行進した。そして三月下旬にラトヴィアのNATO加盟が正式に決まると、首都リガでの記念式典に元兵士も参加し、ラトヴィアの自由、独立及び主権のシンボルとされる「自由の記念碑」に献花し、存在感を示した⁽³¹⁾。ロシア外務省は「ニュルンベルク裁判の結果に基づく、武装親衛隊の活動は犯罪に他ならない」と元兵士等の活動を痛烈に批判した⁽³²⁾。こうした中、ブーチン大統領は二〇〇〇年から二〇〇三年にかけて特段の発言をしておらず、事態を見守っていたの

かもしれない。ところが、二〇〇四年の戦勝式典では「ハーケンクロイツやファシズム思想が未だに世界で看取されており、我々はこの現状を無視できない⁽³⁴⁾」と述べるに至り、名指しはしなかったものの、活動を続ける元兵士等に対して具体策を講じないラトヴィアを暗に批判した。この発言に触発されたのか、ロシアは大祖国戦争史観を発信するために国連での活動に活路を見出した。

第二節 国際連合での活動開始

第一項 人権委員会での発信

ロシアは二〇〇四年四月、スイス西部のジュネーブで開催された第六〇回国連人権委員会での「現代的形態の人種主義、人種差別、ゼノフォビア及びそれらに関連する不寛容を促す活動の禁止」と題する決議案を提出した。ラトヴィアを意図しているのか、本決議案は反ナチズムを謳い各国に支持を求めた。本決議案には当初、ベラルーシが共同提案国になったが、後にニカラグアも加わった。同委員会の加盟国は計五三ヶ国であり、その内訳は、アフリカから一五ヶ国、アジアから一二ヶ国、ラテンアメリカから一一ヶ国、東欧から五ヶ国、西欧その他から一〇ヶ国となっている³⁵。採決結果を見ると、賛成三六ヶ国、反対一三ヶ国、棄権四ヶ国と賛成多数をもって採択された。なお、反対票を投じたのは、アメリカ、アイルランド、フランス、ドイツ、イタリア及び日本等である³⁶。

決議を確認すると、その冒頭で、国連憲章、世界人権宣言、自由権規約、人種差別撤廃条約及び人権に係るその他の国際条約に従うとし、その上で「『武装親衛隊』を犯罪者とし、多数の戦争犯罪と人道に対する罪の責任を負わせたニュルンベルク裁判の決定やニュルンベルク憲章」のほか、二〇〇一年九月の「人種主義に反対する世界会議」（以下、「ダーバン会議」とする）で採択されたダーバン宣言及び行動計画、さらには「人種主義、民族差別、ゼノフォビア及びあらゆる形態の差別に関する報告書」が引用されている。そして「ネオナチやスキンヘッド集団を含む、様々な過激政党、運動および集団が世界各地で急増していることに警鐘を鳴らす」としている³⁷。

以上を踏まえて、決議では次の八点が指摘されている。①ダーバン宣言の趣旨を改めて確認するとともに、②銅像や記念碑の設置、また街頭での示威活動等によってナチズムや武装親衛隊を神聖化する動きに懸念を表す。③これらの活動は、武装親衛隊によって犠牲となった人々の記憶を冒瀆し、また若者の意識に影響を与えているだけでなく、国連憲章に基づく加盟国の義務とは両立せず有害である。④これらの試みは人種主義、人種差別、ゼノフォビア及び関連する

不寛容を誘発し、ネオナチやスキンヘッド集団を含む過激な政党や運動の拡大を助長してしまう。^⑤そのため、これらの活動を阻止すべく必要な措置を講じるべきところ、^⑥特別専門家に対して、本件を引き続き調査し、第六一回委員会において勧告の策定を求める。また、^⑦各国政府や非政府組織に対して、国連特別報告者と協力しながら本件に従事することを提案したい。そして、^⑧第六一回国連人権委員会でも本件を取り上げ、引き続き協議すべきである、としている。

決議案が採択されると、ロシア全国紙『コメルサント』は、武装親衛隊元兵士による活動を意識してか、「国連人権委員会がラトヴィアを糾弾した」と報じた。^{③⑧}なお、反対票を投じた一三カ国のうち、アイルランド代表は「決議案は正当であるものの、採択は時期尚早」だと述べた。実はこの時期、ラトヴィアを含むバルト諸国は欧州連合（EU）加盟交渉の大詰めを迎えていた。^{③⑨}それを知ってか、同紙は同代表の右発言を取り上げて「EU加盟を目指すラトヴィアを救済した」と指摘し、政治的な判断との可能性を示唆した。^{④⑩}

他方、ロシアは反対票を投じた国々を非難した。ロシア外務省は声明で「欧州諸国やアメリカが、人権委員会加盟国の多数で採択された決議に反対票を投じたことは遺憾である」と不快感を示した。^{④⑪}在ジュネーブ国際機関ロシア政府代表部大使は「欧州諸国、アメリカ及び日本が反対票を投じた理由は見出しがたく、彼らの投票行動は不条理としか言いようがない。本決議は現代のゼノフォビアや人種主義、さらにナチスの過去を支持する様々な言動に抗するための協力や対話に焦点を当てている」と決議の意義を強調した。大統領府属人権委員会委員長のエツラ・パンフィーロヴァは「欧州諸国がこの決議に無関心でいるのは不思議でならない。これこそ二重基準の最たる例だろう」と非難した。^{④⑫}

パンフィーロヴァの二重基準という指摘は興味深い。欧州では一九九三年一〇月に「人種主義と不寛容に反対する欧州委員会」が設立され、欧州諸国の人権状況をウォッチして報告書を公表している。^{④⑬}同委員会は一九九六年に「人種主義、ゼノフォビア、反ユダヤ主義及び不寛容との闘争」と題する勧告を採択してEU加盟国に対して状況改善のための積極的な取り組みを求めた。^{④⑭}また、歴史学を専門にする元ニューヨーク大学教授のトニー・ジャッドによれば、ホロコーストに対する取り組みは「欧州への入場券」に他ならない。^{④⑮}であるからこそ、決議案に賛成票を投じなかった欧州の態度にロシアは満足しなかったのだろう。

第二項 武装親衛隊元兵士等の活動

決議採択後も武装親衛隊元兵士等による活動が続いた。それもラトヴィアのみならず、隣国エストニアでも確認され、ロシアを刺激し続けた。ちょうど、これらの国々はNATOやEUへの加盟を果たし、元兵士等は気兼ねなく活動できるようになったのかもしれない。

それを示すように、二〇〇四年七月に武装親衛隊エストニア人部隊の元兵士が会員に名を連ねる「自由の兵士協会」がタリン市に集会許可申請を出したところ、同市はその実施を許可するに至った。政府機関紙『ロシア新聞』は国連人權委員会での決議採択後に集会が開催されることは「非常に不可解」と驚きを隠さなかった。⁽⁴⁶⁾

同年八月には、エストニア西部の地方都市リフラで、ドイツの軍服に身を包んだエストニア人兵士のレリーフが刻まれた記念碑が設置された。この記念碑には「ポリシェヴィキに抗して、エストニアの独立回復のために一九四〇年から一九四五年に戦ったエストニア人に捧げる」との献辞が刻まれた。ところが、エストニア政府は当該記念碑に難色を示し、同年九月に撤去されるに至った。実は同種の石碑は二〇〇二年七月の時点でエストニア西部の都市パルヌに建設されていた。この石碑には、「一九四〇年から一九四五年に欧州の自由と祖国のために第二次世界大戦で犠牲となった全てのエストニア人兵士に捧げる」と書かれ、ドイツの軍服姿のエストニア人兵士がレリーフとして刻まれていた。結局、地元政府が除幕式直前に撤去した。⁽⁴⁷⁾ いずれの石碑も既に撤去されているが、ロシアメディアは「武装親衛隊（エストニア人部隊）は歴史に名を残そうとしている」と驚きをもって報じた。⁽⁴⁸⁾

ソ連崩壊後、エストニアではEU加盟を目指す中で「欧州への入場券」であるホロコーストに注目が集まり、「歴史教育におけるホロコーストの歴史の扱いに変化が現れた」⁽⁴⁹⁾にも拘わらず、武装親衛隊元兵士による集会や彼らを顕彰する動きが見られ、ロシアとしては看過できなかった。

ラトヴィアでも同様の活動が続いた。二〇〇五年二月に政治団体「国民の力同盟」が三月一六日に西部の港湾都市リアパーヤで集会を実施するために許可申請を同市に提出したところ、その実施が認められた。⁽⁵⁰⁾ また、リガ市でも三月一六日の記念集会が許可された。⁽⁵¹⁾ 特にリガ市では元兵士等が市内を行進したり自由の記念碑に献花したりし、これまでど

おり存在感をアピールした。もともと、地元のロシア語系住民等が抗議して一時騒然としたほか、抗議した一部市民が地元警察に拘束された。ロシア紙は「ロシア語系住民のような」反ファシストが「警察によって」解散させられるに至った」と地元当局の対応を批判的なトーンで報じた。⁽⁵²⁾

武装親衛隊元兵士等の活動が続く状況を目の当たりにしたロシア外務省は、「元兵士等の活動は異常で許し難い。武装親衛隊の活動を犯罪と認定したニュルンベルク裁判や、第二次世界大戦の結果の見直しを求める地元当局が、今回の活動を許可した。皮肉としか言いようがない。元兵士等が市内を行進したが、これは倒錯した論理でしか説明できない」と改めて非難した。⁽⁵³⁾ また、ロシア外務省付属外交アカデミーの学生が週刊誌『コメルサント・ヴラスチ』に小論を寄せ、現状を次のように皮肉った。「ファシズムが奨励され、ファシストが警察に守られている国が支持される理由などない。……二一世紀においてヒトラーは「元兵士等の活動を明確に非難しない」ラトヴィア大統領として現れた」⁽⁵⁴⁾。

このように、二〇〇四年に国連人権委員会で決議が採択されながらも武装親衛隊元兵士等による活動が続き、また国民からも反発の声が上がったことから、プーチン政権は歴史認識の正当性を国際舞台で引き続き主張することにした。その際、大祖国戦争史観が他国の歴史認識と密接に関係している点を強調し、他国との連帯を示すことで決議への支持を取り付けることにした。

第三項 人権委員会での決議再採択

そこで、プーチン政権が目をつけたのがアウシュヴィッツ強制収容所の解放である。強制収容所の解放にはソ連が大きく貢献しており、その点を強調しながら他国との連帯を訴えることにした。

二〇〇五年一月二四日にナチス・ドイツ強制収容所解放六〇周年記念特別総会が国連本部で開かれた。特別会合ではアナン事務総長のほか、イスラエルのシヤロン首相やウォルフowitz米国防副長官等が演説した。ロシアを代表して演説した人権委員会委員長ウラジーミル・ルキンはその冒頭、ソ連が強制収容所に尽力した点を強調しつつ、虐殺の記憶を風化させず未来に継承していく必要性を指摘した。その上で、「ナチスの犯罪によって甚大な被害を受けた

欧州諸国の一部では、第二次世界大戦中に武装親衛隊の兵士としてナチス側に立った人々による集会が行われている。かかる集会における武装親衛隊元兵士の『公的承認』は、彼らを戦争犯罪者としたニュルンベルク裁判の決定を見直すことに繋がる。第二次世界大戦中の彼らの行為を正当化することは、犠牲者の記憶に対する侮辱である。ナチズム、過激な人種主義や全体主義を英雄視したり、名誉回復したりする試みに対して国際社会は団結しなければならぬ。その意味で、二〇〇四年四月一日に国連人権委員会で採択された決議を履行すべきである」と説いた。⁽⁵⁵⁾

一月二七日にはプーチン大統領が訪問先のポーランドで行われたアウシュヴィッツ・ビルケナウ絶滅収容所解放六〇周年記念式典に出席した。式典にはシラク仏大統領、チェイニー米副大統領、シュレーダー独首相といった世界の首脳が参加した。演説でプーチンは「歴史を書き換える試み、犠牲者と死刑執行人、解放者と占領者を同等にする試みは、不道徳であり、自らを欧州人と見なす人々の意識と相容れない」と名指しこそ避けつつ、ラトヴィアやエストニアを意図した発言を行った。その上で、「犠牲者の記憶に思いを馳せ、ファシズムを打破した連合国の偉業を覚えてい。我々は、ポーランド解放に尽力した六〇万のソヴィエト兵の勇敢さに敬意を表する。そして、勝利のために二七〇〇万もの人命を犠牲にした点を忘れない」と述べ、ソ連の功績を称えながら他国との連帯も意識した。そして演説の最後には、「ナチス・ドイツを打ち破った喜びは」モスクワでの戦勝記念日で最高潮に達する」とした。⁽⁵⁶⁾

歴史認識での共通点を強調したプーチンやルキンの発言を受け、ロシアは二〇〇四年決議に反対した国々の支持を取り付けるためか、二〇〇五年四月にジュネーブで開催された第六一回国連人権委員会において昨年と同名の決議案「現代的形態の人種主義、人種差別、ゼノフォビア及びそれらに関連する不寛容を促す活動の禁止」を提出した。当初、共同提案国はロシア、ベラルーシ及びキューバの三カ国であったが、後にニカラグアとカザフスタンも加わった。審議を経て、最終的には加盟国五三カ国のうち賛成四六ヶ国、反対なし、棄権四ヶ国で採択された。そのうち、二〇〇四年決議で反対票を投じたアイルランド、フランス、ドイツ、イタリア等は賛成に回った。棄権した国は、アメリカ、オーストリア、カナダ及び日本であった。⁽⁵⁷⁾

決議の冒頭では、文言に若干の変更が加えられているものの、二〇〇四年決議で言及された国際的な条約、規約、宣

言等を再度引用している。これを踏まえて、次の九点が示されている。①ダーバン宣言の趣旨を改めて確認するとともに、②銅像や記念碑を設置してナチズムを神聖化するほか、ナチスの過去やネオナチズムを肯定するために街頭で示威活動を行うことに深い懸念を表す。③第二次大戦下に武装親衛隊の犯罪行為で犠牲となった多数の人々の記憶を侮辱するほか、大戦終結とアウシュヴィッツ強制収容所解放から六〇周年という節目の年に若者の意識を害する試みが見られる。これらの試みは、国連憲章に基づき加盟国の義務とは両立せず有害である。④これらの試みは人種主義、人種差別、ゼノフォビア及び関連する不寛容を誘発し、ネオナチやスキンヘッド集団を含む過激な政党や運動を拡大させてしまふ。⑤いくつかの国ではスキンヘッド集団が既に活発化している。⑥これらの活動を阻止すべく必要な措置を講ずる必要があるほか、民主主義的価値への現実的脅威を生み出す過激主義を押しやる効果的な取り組みを各国に求めたい。⑦特別専門家に対しては、本件を引き続き調査し、第六二回委員会における勧告の策定のほか、各国政府や非政府組織への意見聴取も求めたい。⑧各国政府や非政府組織に対しては、国連特別報告者との協力を求める。そして、⑨第六二回人権委員会でも本件を取り上げ、引き続き協議すべきである、としている。

今回の決議は二〇〇四年決議の内容を概ね踏襲しているが、若干の変更も加えられている。以上九点のうち、例えば、決議の②では、再三にわたる非難があるにも拘らずラトヴィア政府が対応をしないことを念頭に置いてか、「ナチスの過去やネオナチズムを肯定する目的」との文言が加えられた。また決議の③では、二〇〇五年が戦勝六〇周年記念でロシアにとって記念すべき年ということもあり、「第二次世界大戦終結とアウシュヴィッツ強制収容所等の解放から六〇周年という記念の年」との一文も追加された。

この点、ロシア外務省は「今回の決議は、犯罪集団である武装親衛隊を含むナチストの復権や英雄化を阻止するものである。元兵士等の試みは、第二次大戦終結及びアウシュヴィッツ強制収容所の解放から六〇年という節目の年に深い懸念を生じさせる」と武装親衛隊元兵士等の活動に釘を刺した。⁵⁹ 在ジュネーブ国際機関ロシア政府代表部大使は「欧州諸国による決議案支持を歓迎したい。本決議はEU加盟国の一部で見られる諸問題から目を背けず、解決すべきという明確なシグナルに他ならない」と述べたほか、アメリカが表現の自由を理由にして棄権に回ったことも明かした。⁶⁰ これ

らの発言から、ロシアとしては、数ある国の中でも特にナチス・ドイツから多大な犠牲を被り、またその打破に尽力したアメリカや欧州諸国を念頭に決議への支持を求めていたと言えよう。

第三節 連帯感の創出

第一項 戦勝六〇周年とホロコースト

ブーチン政権は歴史認識での共通点を強調することで各国との連帯感を創出し、決議への支持を取り付けることにした。そこでまず目を付けたのが、大祖国戦争での勝利である。二〇〇五年は戦勝六〇周年にあたり、各国との連帯感を創出する格好の舞台装置となり得た。

その一環として、四月一日から一五日にかけて、第二次世界大戦終結六〇周年に関する国際会議がサンクトペテルブルクで開催された。会議には、北欧理事会や西欧同盟といった欧州国際機関の関係者のほか、ベラルーシやカザフスタンといった旧ソ連諸国、さらにはフランス、チェコ、ノルウェー、スイス、イスラエル等の議会関係者が出席した。会議ではソ連の功績が強調されたほか、ナチス・ドイツ撃破のために尽力した連合国の役割も指摘された。例えば、冒頭挨拶でブーチン大統領は「ナチス・ドイツを撃破できた要因の一つは、連合国による政治・経済・軍事面での協力である」と語った⁽⁶¹⁾。また、下院議長（当時）のボリス・グリスロフは「六〇年前、解放された欧州の人々は、計り知れない喜びと感謝をもって解放者を称えた。その解放者とは、ソ米英その他の連合国、そしてファシズムと戦った欧州諸国の軍隊だ」として、ブーチン同様に各国の団結を強調した。欧州からの参加者は、戦争の参加を二度と繰り返さない旨を述べたし、ノルウェーの議会議長は「ソ連軍が一九四四年にフィンランドとノルウェーの解放に乗り出した。我々はこの点を記憶しなければならない」と訴えた⁽⁶²⁾。

五月になると、戦勝記念日が控えていることもありロシア各紙に様々な論評が掲載された。外務次官アレクサンドル・ヤコヴェンコは政府機関紙『ロシア新聞』に「共通の勝利…記憶・教訓・義務」と題する文章を発表した。その中

で彼は、連合国が協力しナチス・ドイツを撃破した点を指摘しながら「戦勝記念日をモスクワで祝う」とし、ロシアと各国の連帯感を強調した。その上で、民主的価値を尊ぶ国々で武装親衛隊元兵士による行進を認めるのは不道徳かつ不自然だとし、⁽⁶³⁾各国の団結で勝利し得た共通の記憶に横槍を入れるかのようなラトヴィアやエストニアの動きを牽制した。五月九日にはモスクワの赤の広場で大祖国戦争六〇周年記念式典が盛大に執り行われた。式典には、プツシユ米大統領、シラク仏大統領、シュレーダー独首相、アナン国連事務総長といった世界五〇以上の国や国際機関の首脳・代表等が出席した。各国首脳等が見守る中、プーチン大統領は演説で、多大な犠牲を出しながらも戦勝に貢献したソ連の功績を称えつつ、各国が団結してナチス・ドイツを撃破した点を次のように指摘した。「私たちは勝利を自分たちのもの、他人のものと分けたことは一度もない。……連合国の支援に感謝したい。つまり、米英仏その他の反ファシズム国家による支援である。ナチズムに抵抗した欧州の全ての人々に感謝したい」⁽⁶⁴⁾。

この点、各国首脳が式典に参列する中、エストニア大統領は式典を欠席した。ラトヴィア大統領は出席したものの、ロシアの大祖国戦争史観を肯定するためではなかった。同大統領は式典に先立ち、「ソ連の占領」を盛り込んだ歴史教科書のロシア語版をプーチン大統領に手渡したほか、「武装親衛隊は祖国の自由のために立ち上がった」等と発言していた。⁽⁶⁵⁾プーチンは両大統領の言動を意識したのか、式典の演説では、旧ソ連共和国が多大な犠牲を被ったとしつつ、「〔戦勝記念日である〕五月九日は独立国家共同体諸国〔CIS諸国〕で聖なる日となった。……我々には共通の悲しみ、共通の記憶があるほか、後世に対する共通の義務を負っている」と述べるに至った。この発言で興味深いのは、旧ソ連諸国の中でもバルト諸国への言及を避け、歴史認識をめぐる対立を世界に暗に示したことである。⁽⁶⁶⁾いずれにせよロシアは、各国との連帯の上でナチス・ドイツを撃破した共通の記憶を有している点を強調した。

戦勝記念日翌日にEU関係者等と記者会見を行った際、プーチン大統領は「ナチズムの英雄化は非常に有害で危険である。EUにおける我が国のパートナーは、我々の立場を完全に理解している」と述べた。⁽⁶⁹⁾「EUにおける我が国のパートナー」とわざわざ述べることで、ラトヴィアとエストニアを排除した形となった。

プーチン政権は戦勝記念日のほか、「欧州の入場券」であるホロコーストにも着目し、歴史認識での共通点を示すこと

にした。プーチン大統領はイスラエルのテレビ番組のインタヴューに応じて「ユダヤ人はホロコーストという悲劇を経験し、大祖国戦争では「ソ連の」約三千万人が犠牲となった。その意味で、旧ソ連地域において武装親衛隊の英雄化やナチズムへの共感が見られる中、最初に公然と非難したのはユダヤ人であった」とし、連帯感を強調してみせた。⁷⁰ また、同大統領は二〇〇五年一月にイスラエルを訪問した際に、強制収容所解放にソ連が貢献した点を強調しつつ、ホロコースト犠牲者に哀悼の意を捧げるなど歴史認識での共闘を呼び掛けていた。⁷¹

このような姿勢は、ホロコーストに関する国連決議にも現れている。二〇〇五年一月一日に国連総会で「ホロコーストの追憶」と題する決議が無投票で採択された。全国紙『コメルサント』によれば、当該決議はロシア、イスラエル、アメリカ、カナダ及びウクライナが主導して決議案の作成にあたっており、最終的には一〇〇ヶ国以上が共同提案国に名を連ねた。⁷² この決議の冒頭では、ナチス・ドイツ撃破から六〇年という節目の年であることに鑑み、強制収容所解放に尽力した兵士を称えるとともに、ホロコーストが憎悪、人種的偏見、人種差別を孕んだものだったと指摘。その上で、①一月二七日をホロコースト記念日に制定すること、②ホロコーストの教訓を後世に伝えること、③ホロコーストを否定する試みを拒絶すること、④宗教的な不寛容、扇動、嫌がらせまたは暴力のあらゆる表現を無条件で非難すること等が示された。⁷⁴ 今回のホロコースト決議では、ロシアの決議に反対票を投じたアメリカのほか、投票そのものを棄権したラトヴィアやエストニアといった欧州の国々が共同提案国として名を連ねており、⁷⁵ ナチズムの経歴を各国が共有すべきだと示された。

このようにプーチン政権は、大祖国戦争史観の正当性を訴えるにあたり、ナチス・ドイツを打破するために各国が協力した点を強調するとともに、ホロコーストに関する決議の共同提案国にもなり欧米諸国との連帯を示した。そして、これを梃子にして新たな決議の採択を進めていく。

第二項 国連総会での決議採択

ロシアは二〇〇五年一月月から人権委員会ではなく総会での決議採択に乗り出した。国連総会手続規則第九八条によ

ると、議題の別により専門委員会が設立され、具体的には第一委員会（軍縮・国際安全保障）、第二委員会（経済財政）、第三委員会（社会人文化）、第四委員会（特別政治・非植民地化）、第五委員会（行政予算）及び第六委員会（法律）の六つからなる。⁷⁶ 国連総会には原則として全加盟国が参加し、加盟国は人権委員会のそれより遥かに多い。ロシアとしては、総会で多数の国から支持を得て決議を採択することで、自らの歴史認識を正当化する狙いがあるのだろう。

さて、ロシアは一月に国連総会第三委員会において「現代的形態の人種主義、人種差別、ゼノフォビア及びそれらに関連する不寛容を促す活動の禁止」と題する決議案を提出した。同決議案にはロシアのほか、ベラルーシ、キューバ、タジキスタンの計四カ国が共同提案国として名を連ねた。⁷⁷ 第三委員会での審議でロシア側を代表して発言したグリゴリー・ルキヤンツェフは、決議案の内容について議論の余地はなく、「ナチズムの犯罪に関与した人々や、ニュルンベルク裁判で犯罪とされた武装親衛隊を英雄化する試みは容認できない。現代の人種主義や人種差別、ゼノフォビア及び関連する不寛容という『栄養素』は非常に厄介である。第二次世界大戦終結六〇周年という記念すべき年にこそ特に憂慮すべきである」と語り、決議案を支持するよう加盟国に求めた。⁷⁸

決議案を確認すると、二〇〇四年及び二〇〇五年に人権委員会で採択された決議の内容を概ね踏襲しており、武装親衛隊元兵士の活動といったナチス・ドイツを賛美するような言動に神経を尖らせていることが分かる。そして、本決議案は以前と異なり次の点を求めている。つまり、人種差別撤廃条約締約国は、①あらゆるプロパガンダのほか、人種的優越性の理念に基づき、あるいは人種的不寛容や差別を助長する組織を非難すること、②世界人権宣言や人種差別撤廃条約五条に基づき、差別を根絶する迅速かつ積極的な措置を講じること、③人種的優越性ないし憎悪に基づく理念の流布、人種差別の扇動、人種差別活動に対するあらゆる支援を法律で犯罪と宣言すること、④人種差別及びそれに関連する扇動を助長する活動、またそのような活動に参加することを禁止し違法と宣言すること、⑤国、地方自治体、政府機関による人種差別又はそれに関連する扇動を禁止すること、⁷⁹ の計五点である。

もともと、審議では決議案に疑義が唱えられた。例えば、アメリカは決議案の趣旨に理解を示しつつ、「表現の自由は保護されるべきであり、本決議案は言論の自由の枠内で行われる表現活動と暴力的扇動を目的とする表現活動を区別し

(表①) 決議採択の詳細

採択年月日	賛成	反対	棄権
2005年12月16日	114	4	57
2006年12月19日	121	4	60
2007年12月18日	130	2	53
2008年12月18日	129	2	54
2009年12月18日	127	1	54

(出典) UN Doc. A/60/PV.64, A/61/PV.81, A/62/PV.76, A/63/PV.70, A/64/PV.65.

ていない」と採択に難色を示した。EUを代表して発言したイギリスは、「ネオナチズムは人種主義やゼノフォビアを現す最も忌み嫌うべきものである。それらとの闘争はあらゆる面で行われるべきだ。本決議案は……集会結社の自由や表現の自由を損なっている。法律による各種制限は、いかなる場合であれ基本的な人権と自由を侵してはならない。本決議案はネオナチズムや他の人種主義に抗する方法を示していない」として棄権を宣言した。⁽⁸⁰⁾

右のような意見がありながらも、本決議案には、ベネズエラ、北朝鮮、ナイジェリア、スーダン、南アフリカの計四カ国が共同提案国として新たに加わる意思を示した。⁽⁸¹⁾そして、賛成九七カ国、反対四カ国、棄権六三カ国となり、賛成多数で採択された。⁽⁸²⁾

一月一六日には、第三委員会の勧告に基づき、本決議が国連総会本会議で改めて採決に付された。採決結果を見ると、表①のとおり賛成多数で採択された。とはいえ、第三委員会と同じようにアメリカは反対、ラトヴィアやエストニアのほかEU諸国は棄権するに至った。⁽⁸³⁾

なお、決議内容に変更はなく、第三委員会で採択されたものがそのままの形で残った。⁽⁸⁴⁾

さて、二〇〇六年一月に政府機関紙『ロシア新聞』のインタヴューに応じたチュルキン国連大使は、ロシアの立場を改めて正当化した。記者から「決議の提出はバルト諸国の状況と関係しているのか」と問われると、同大使は「あらゆる出来事は特定の国々で発展しており、適切な措置を講ずる必要がある。欧州の一部の国では、ホロコーストの否定は法律で訴追の対象とされている。ところが、我が国が反ファシズムを主張すると、なぜか欧州諸国は我々の決議案に對して〔投票を〕棄権している。それは、ラトヴィアとエストニアで生じていることと関係している。我が国としては、当局関係者も参加する形で行われている武装親衛隊元兵士等の記念集会について懸念している。欧米によると、これはロシアとラトヴィア、エストニアとの〔個別の〕問題だという。かかる発言が減ることを望んでいる」と述べた。⁽⁸⁵⁾

二〇〇七年九月にはロシア外務次官のヤコヴェンコが「ナチズムの英雄化という問題は、特にラトヴィアとエストニアにおけるネオナチズムの動きを背景にして毎年重要になってきている」と具体的国名を出して決議案提出の背景を改

めて説明した。そして、ロシアの歴史認識の正当性を引き続き訴えていく旨を宣言した。⁽⁸⁶⁾

また、プーチン大統領も歴史認識をめぐって不満を吐露した。二〇〇七年一月に欧州ユダヤ人委員会執行委員会のメンバーと会談した際、プーチンは「ラトヴィアとエストニアはナチストやその協力者の英雄化を公然と容認している。そしてこれらの事実は欧州で見過ごされ続けている」と名指しで批判して見せた。⁽⁸⁷⁾この発言に対してラトヴィア外務省は、「全体主義のイデオロギーを育み、黙認しているという我が国への告発に困惑している」と反論した。⁽⁸⁸⁾いずれにせよ、歴史認識での溝が改めて浮き彫りになった。

それを示すように、ラトヴィアやエストニアでは二〇〇六年以降も武装親衛隊元兵士等が三月一六日の記念集会を毎年行っている。⁽⁸⁹⁾ここで、二〇〇六年以降における決議の採択状況を簡単に確認しよう。表①のとおり、年により若干の違いはあるものの、政権の取り組みが功をそうしたのか、二〇〇五年と比較すると賛成国が増えている。また、決議は過去の内容を踏襲しており、例えば「銅像や記念碑の設置、また街頭での示威行動によって武装親衛隊を英雄視する動きに懸念を表する」といった記述が残されており、元兵士等の活動が続くラトヴィアやエストニアを念頭に置いていることが窺える。⁽⁹⁰⁾決議への賛成国が二〇〇五年当初から増加しているものの、アメリカは一貫して反対、ラトヴィアやエストニアを含む欧州諸国は棄権している。それも、決議の趣旨に理解を示しつつも、第三委員会におけるこれまでの発言を繰り返すように、表現の自由を理由にそれぞれの立場を正当化した。⁽⁹¹⁾

このようにプーチン政権は大祖国戦争史観の拡散を目指して国連での決議採択を進めているが、欧米は決議に対して反対・棄権を表明している。そうした中、元兵士等の活動のほか、ソ連兵士を模った銅像撤去や大祖国戦争の退役軍人の扱い、さらにはスターリンとヒトラーを同一視する欧州国際機関による決議採択といった問題が新たに現れ、同政権は歴史認識をめぐってバルト諸国や欧州との間で対立を深めた。⁽⁹²⁾これを受け、同政権は自国の立場を発信する作業の一つとして、歴史認識での共通点を引き続き強調しながら他国との連帯感を創出し、決議採択を進めていく。

第四節 割れる結論

第一項 ニュルンベルク裁判六五周年

プーチン政権は大祖国戦争での勝利やホロコーストのほか、ニュルンベルク裁判にも着目し、歴史認識での共通点を示すことにした。周知のように同裁判は、ソ連を含む連合国が実施したドイツの戦争犯罪を裁く国際軍事裁判である。二〇一〇年から二〇一一年にかけて、同裁判の開始・終結から六五周年を迎えるため様々な取り組みが企画実施された。

二〇一〇年は大祖国戦争勝利六五周年にあたり、ロシアはまずは戦勝に焦点を当てた。ロシア下院は四月下旬に声明を出し、名指しこそ避けつつラトヴィアやエストニアを念頭に置いて「一部の国でニュルンベルク裁判の見直しが行われていることを懸念している。……武装親衛隊元兵士が自由と独立の闘士と崇められている」と不満を吐露した。⁽⁹³⁾五月に全国紙『イズヴェスチヤ』のインタヴューでメドヴェージェフも大戦下でのソ連の功績を称え、その上で「歴史の真実を語ることを恥ずかしの必要はない」と語った。⁽⁹⁴⁾

五月九日にモスクワの赤の広場で開催された戦勝六五周年記念式典にはメルケル首相や習近平国家主席のほか、カザフスタンやアゼルバイジャンといった旧ソ連地域の首脳、さらにはラトヴィアやエストニアの大統領も出席した。⁽⁹⁵⁾式典でメドヴェージェフは「本日、ロシア、C I S 諸国、旧連合国の〔米英仏の〕兵士がパレードに参加する。〔これは、〕戦争結果の見直しや新たな悲劇は許さないという共通の覚悟である」とし、今まで同様に他国との連帯感を強調した。

政権はニュルンベルク裁判にも触手を伸ばした。二〇一〇年一月に下院は同裁判の開始六五周年を記念した声明をボリス・グライズロフ議長名で出し、「ナチズムを正当化し、戦争犯罪者を英雄にしようとする欧州の一部で見られるナシヨナリスト的な右翼過激主義について深く懸念する」と歴史認識で対立するラトヴィアやエストニアを批判した。⁽⁹⁷⁾同時期に上院も声明を発売し、「第二次世界大戦の結果を見直す試みがあります頻繁に看取される今日において、ニュルンベルク裁判の意義は失われていない。……欧州の一部の国々で見られるナチス・ドイツの組織に加わった者〔武装親衛隊元兵士〕による集会……は、多くの犠牲を被った我が国に対する冒涇であり、屈辱である」と非難した。⁽⁹⁸⁾

下院は一月一日に円卓会議も開催し、下院議員はもちろん、外務省、法務省、連邦保安庁、検察庁の関係者、さらにロシア科学アカデミーの研究者、モスクワ国際関係大学及びモスクワ言語大学の教員や学生等が参加し、同裁判の意義等について議論を交わした。⁽⁹⁹⁾ また下院は、一月一日から二月三日まで同裁判六五周年に関する展示会も催し、その歴史的意義を世界にアピールした。⁽¹⁰⁰⁾ コサチヨフは「ニュルンベルク裁判はナチズムに終止符を打った。今日、欧州の人々、あるいは自由で民主的な欧州人だと主張する人々がその結果を曖昧模糊なものにしようとしている」とこれまでの経緯に不満を口にした。⁽¹⁰¹⁾

政権閣僚も発言した。二〇一〇年一月にドイツ訪問を直前に控えたラヴロフ外相はリア・ノーヴォスチ通信のインタヴューで、訪問中に「ニュルンベルク裁判博物館」の開所式に出席する予定だと明かし、その上でロシアの歴史認識は他国のそれと同じだとの見解を次のように披露した。「ニュルンベルク裁判の決定は不可侵的であり、疑いようがない。ところが今日、その見直しが試みられている。……博物館の開所式では、ロシアとドイツの外相に加え、米英仏の代表団も出席してニュルンベルクの教訓や遺産について発言する予定だ」⁽¹⁰²⁾。開所式で同外相は、裁判の意義を強調した上で、「ナチストやその共犯者が行った犯罪を正当化する試み、彼らの犯罪行為をある種の『公正な闘争』と意味付けることをどう説明すべきか。欧州の諸都市で武装親衛隊元兵士が毎年行進している。……同裁判で人道に対する罪と認定された行為に時効はない」と活動を続ける元兵士等を糾弾した。⁽¹⁰³⁾

二〇一一年に入るとニュルンベルク裁判に関する関係者の発言等は減ったが、それでも戦勝記念日を控えた五月になると上院が同裁判終結六五周年に関する国際会議をサンクトペテルブルクで開催した。ロシア側からは上院議長や上院議員、法務相、憲法裁判所長官、海外からはカザフスタンやベラルーシの議会関係者、さらにはラトヴィアの反ナチズム委員会等が参加した。挨拶を寄せたメドヴェージェフは、「ニュルンベルク裁判はナチズムを非難するという非常に重要で責任ある使命を果たすため、世界の主要国を統一する例となった」と指摘した。⁽¹⁰⁴⁾ 会議では、国連で採択された反ナチズム決議を支持するほか、戦勝や裁判の記憶が国際社会を統合する旨が盛り込まれた宣言も採択された。⁽¹⁰⁵⁾

このように、ロシアは裁判の歴史的意義を訴えながら、ナチス・ドイツ撃破のために団結した共通の歴史認識を示し

てきた。

第二項 決議案をめぐる判断

政権はニュルンベルク裁判の正当性を強調する一連のキャンペーンを約二年かけて実施し諸外国との連帯を示してきた。二〇一〇年一月にロシアは国連総会第三委員会に決議案を提出し、共同提案国にはベラルーシやカザフスタンなど計八ヶ国が名を連ねた。⁽¹⁰⁶⁾ 審議の際、ロシア代表のルキヤンツェフは更に一〇カ国が共同提案国に加わり、決議案への支持が広がっていると強調した。

これに対しアメリカは、半ば常套句と化している表現の自由を理由に反対票を投じると宣言した。EUを代表して発言したベルギーは、ナチズムの危険性を指摘しつつも、決議案には表現の自由や集会結社の自由を規制しかねない表現

が含まれていると指摘した。そして、ロシアが批判しているラトヴィアやエストニアを含め欧州諸国は棄権を表明した。最終的な採決結果は、賛成一一ヶ国、反対一ヶ国、棄権五ヶ国となった。⁽¹⁰⁷⁾ 本決議は第三委員会の勧告を受け、一二月の国連総会本会議で採決に改めて付され、表②のとおり賛成多数で採択された。なお、賛成国には、二〇一〇年頃からロシアが歴史認識での共闘を進めているイスラエルや中国も含まれている。⁽¹⁰⁸⁾

決議の内容を確認すると、これまでと同様に冒頭で国際条約、規約、宣言、さらには武装親衛隊を犯罪と認定したニュルンベルク裁判の決定が言及されている。その上で、武装親衛隊元兵士を英雄視する動きや銅像・記念碑の設置でナチズムを肯定する動きが見られるほか、「インターネットを活用した扇動も現れている」という新た

(表②) 決議採択の詳細

採択年月日	賛成	反対	棄権
2010年12月18日	129	3	52
2011年12月19日	134	24	32
2012年12月20日	129	3	54
2013年12月18日	135	4	51
2014年12月18日	133	4	51
2015年12月17日	133	4	49
2016年12月19日	136	2	49
2017年12月19日	133	2	49
2018年12月17日	129	2	54
2019年12月18日	133	2	52
2020年12月16日	130	2	51

(出典) UN Doc. A/65/PV.71, A/66/PV.89, A/67/PV.60, A/68/PV.70, A/69/PV.73, A/70/PV.80, A/71/PV.65, A/72/PV.73, A/73/PV.55, A/74/PV.50, A/75/PV.46.

な記述も盛り込まれるに至り、具体策を講じるよう各国に求めている。⁽¹⁰⁾

二〇一一年の決議案の内容は、その冒頭や本文において、二〇一〇年決議の内容をほぼそのままの形で踏襲しつつも、政権の主張を踏まえてか、反ナチズムに向けた国際協力の重要性を指摘する項目が新たに追加されるに至った。決議案には、ベラルーシやカザフスタンなどの旧ソ連諸国、さらにはインドやボリビアも加わり、最終的には計二六ヶ国が共同提案国となった。⁽¹¹⁾ 審議ではアメリカが予想どおり表現の自由を根拠に反対票を投じると早々に宣言した。EUを代表したポーランドは、表現の自由の規制は容認できず、また銅像・記念碑は各国の国内問題だと主張した。決議案には「国連総会はナチズムを復権する試みが」現代的な人種差別、人種差別、ゼノフォビア及び関連する不寛容をエスカレートさせるほか、ネオナチスト集団やスキンヘッド集団を含む様々な過激政党や運動を拡大させる。そのため、政治的・法的な警戒を強化することを求める」という一文がある。欧州は最後の「政治的・法的な警戒を強化する必要がある」との表現が集会社社の自由や司法権の独立に深刻な影響を及ぼす恐れがあったとした。そして、ラトヴィアやエストニアのみならず、欧州諸国が反対票を投じるに至った。採決結果を見ると、賛成一二〇カ国、反対二二カ国、棄権三一カ国であり、例年よりも反対国が増加した。⁽¹²⁾

今回、欧州が決議の内容について踏み込んだ発言をし、最終的に反対票を投じた点は興味深い。彼らが危惧した「政治的・法的な警戒を強化する必要がある」という一文は二〇一〇年決議にも盛り込まれていたが、なぜか欧州は当該表現に難色を示すことなく投票を棄権するに留めた。また審議では、銅像や記念碑の設置が国内問題と指摘されたが、これは今回の決議に初めて盛り込まれたものではなく、二〇〇五年決議の中で既に言及されている。突然取り上げた理由は不明だが、EU加盟国のラトヴィアやエストニアの意向が反映されたのかもしれない。

いずれにせよ、同年一二月には第三委員会の勧告に基づき本決議が総会本会議で改めて採決に付され、賛成多数で採択された。⁽¹³⁾ とはいえ、反対国は過去最多の二四ヶ国に達しており、タス通信は「バルト諸国が決議に反対票を投じた」との見出しで報じた。⁽¹⁴⁾ ロシア外務省は「連合国としてナチス・ドイツと戦った米英仏が反対票を投じたのは驚かざるを得ない。今回の結果は、第二次世界大戦の教訓を忘れ、その結果の書き換え、そしてニュルンベルク裁判の見直しを試

みる欧州の修正主義者の存在を示している」とのコメントを出した⁽¹⁴⁾。ラヴロフ外相は「ニユルンベルク裁判の決定に疑義を呈することは容認できない」ときつぱりと述べた⁽¹⁵⁾。この点、ロシア政府が欧米やバルト諸国を批判する一方で、ロシアの研究者や実務家等は欧州の投票行動の背景を探っていた。

第三項 バルト諸国と欧州

「[EU加盟後] バルト諸国は共産主義とナチズムの犠牲者という自らの記憶の政治を欧州内で促進し始めた⁽¹⁶⁾」。高等経済学院のアレクサンドル・ポロノヴィチはこのように指摘している。では、なぜバルト諸国はこのような方針を堅持しているのか。旧共産主義諸国では、ソ連崩壊によりナシヨナル・アイデンティティの再構築が急務とされた。中でもバルト諸国はその過程で、ナチス・ドイツからの「解放」を主張するロシアの歴史認識に異を唱え、逆にソ連による「占領」やソ連の犠牲者という立場を強調するようになった⁽¹⁷⁾。

このようなバルト諸国の姿勢は、ロシアが国連で決議採択を進めていた時期に明瞭に見られた。例えば、二〇〇九年、エストニア、ラトヴィア及びリトアニアの首相は、三カ国の国民が一九八九年にソ連の占領に抗議したデモ活動「人間の鎖」二〇周年を記念した共同宣言に署名した⁽¹⁸⁾。また、ラトヴィア議会議長は「ソ連によるラトヴィア占領は、ホロコーストと同様に争いようのない基本的事実だ」とロシアの歴史認識を真っ向から否定した⁽¹⁹⁾。二〇一〇年にはロシアとラトヴィアの共同歴史家委員会が創設されたが、ロシア側によると、ラトヴィアの歴史家が「ソ連による占領」や「祖国の自由独立のための闘士としての武装親衛隊兵士」という公式見解を披露する場になってしまったという⁽²⁰⁾。ラトヴィアのアンドリス・テイクマニス元外務副大臣は二〇一一年に「我が国の歴史家が新しい結論を導くことはあり得ない。我々は歴史を書き換えるつもりはなく、また望んでもいない」と断言した⁽²¹⁾。

ロシア外務省付属外交アカデミー教授のタチアナ・ズヴェレヴァは、バルト諸国は戦後史をめぐるロシアとの対立もあり、EU加盟国の中でも特に反ロシア的で、他国の態度に影響を与えていると指摘している⁽²²⁾。この点、旧ソ連地域の歴史認識問題を精力的に研究しているサンクトペテルブルクの欧州大学教授アレクセイ・ミレルは、次のように説明し

ている。曰く、旧共産主義諸国の多くが「自分たちの利益に反するロシアと欧米主要国の新たな合意を阻止すべく努めてきた」のであり、歴史認識を利用して自らの主張を欧州諸国に訴えてきた。そして、中でもバルト諸国がそのような戦略をとってきた。⁽¹²⁾ ジャーナリストのレオニード・ラジホフスキーは政府機関紙『ロシア新聞』に寄稿し、「バルト諸国はスターリンとヒトラーの合意によって虐げられたという言説を流布し、欧州内で支持を取り付けている」と説いた。⁽¹³⁾ モスクワ大学政治学部上級学術研究員のワジム・スミルノフによれば、その最たる例が、欧州議会や欧州安全保障機構議員会議等によるスターリンとヒトラーを同一視する決議採択に他ならない。⁽¹⁴⁾

興味深いことに、ロシア人研究者やジャーナリストたちの見解は、外交実務に携わる者にも共有されていた。例えば、ロシア外務省第二欧州局リトアニア課長のアンドレイ・スカチコフは外務省機関誌『国際問題』に発表した論文の中で『ソ連の占領』による被害者としてのイメーじや、ナチス・ドイツとソ連を同一視する見方が欧州諸国で支持⁽¹⁵⁾ され、その結果としてナチス体制とスターリン体制を同列に扱い糾弾する決議が欧州国際機関で採択されるに至ったと指摘している。⁽¹⁶⁾ スカチコフの見解に従うと、ラトヴィアやエストニアの歴史認識が欧州でも受容され、ひいては大祖国戦争史観を否定する決議が欧州国際機関で採択されたことになる。この点、現場も同じように見ていた。国連での審議に携わったロシア側関係者は、「欧米では、決議で指摘されている諸問題はバルト諸国における政治と結び付けられている。まさにこれらの国々の要求に基づいてE.Uは我々〔が提出する決議〕を支持しないのだ」と背景を明かした。⁽¹⁷⁾

このように見ると、ロシアとしては、欧州諸国がラトヴィアやエストニア等の影響を受けているために反ナチズム決議に賛成票を投じていないと捉えているようだ。⁽¹⁸⁾

第四項 複雑化する国際関係と歴史認識

武装親衛隊元兵士等の活動が続いているためか、ロシアは二〇一二年から決議案の名称に「ナチズム」という言葉を盛り込み、その主張をより明確にした。二〇一二年の決議では主題を「ナチズムの英雄化」とし、ラトヴィアやエストニアがナチズムの復権を図っているとの印象を内外に与えることにした。二〇一三年からはナチズムという言葉を残し

(表③) 決議名の変遷

採択年月日	採択決議名
2004年4月16日	現代的形態の人種主義、人種差別、ゼノフォビア及び関連する不寛容を促す活動の禁止
2005年4年14日	同上
2005年12月16日	同上
2006年12月16日	同上
2007年12月18日	同上
2008年12月18日	同上
2009年12月18日	同上
2010年12月21日	同上
2011年12月19日	同上
2012年12月20日	ナチズムの英雄化：現代の人種主義、人種差別、ゼノフォビア及び関連する不寛容を促す活動の禁止
2013年12月18日	ナチズムの英雄化、ネオナチズム、現代の人種主義、人種差別、ゼノフォビア及び関連する不寛容を増進させる行動への闘争
2014年12月18日	同上
2015年12月17日	同上
2016年12月19日	同上
2017年12月19日	同上
2018年12月17日	同上
2019年12月18日	同上
2020年12月16日	同上

(出典) UN Doc. E/CN.4/2004/127, E/2005/23, A/RES/60/143, A/RES/61/147, A/RES/62/142, A/RES/63/162, A/RES/64/147, A/RES/65/200, A/RES/66/143, A/RES/67/154, A/RES/68/150, A/RES/69/160, A/RES/70/139, A/RES/71/179, A/RES/72/156, A/RES/73/157, A/RES/74/136, A/RES/75/169.

つつ、「ナチズムの英雄化、ネオナチズム、現代の人種主義、人種差別、ゼノフォビア及び関連する不寛容を増進させる行動への闘争」という新たな名称で決議案を総会に提出している(表③を参照)。

もっとも、複雑化する近年の国際関係が歴史認識問題にも影響を与えている。その典型例がロシアによるクリミア併合である。二〇一三年一月から二〇一四年二月にかけてウクライナの首都キエフの独立広場では政権側と反政権勢力による暴力的衝突が生じたほか、ステパン・バンデラの肖像画も現れ民族主義勢力が活気づき、ついには政権交代が実現した。プーチン大統領は、ロシアへの帰属を求める住民投票の結果を理由に同年三月にクリミア併合に踏み切った⁽²⁸⁾。

その際プーチンは、バンデラ主義者の存在を強調した。ロシア側の説明によると、彼らはナチス・ドイツに協力したステパン・バンデラを英雄視するウクライナ民族

主義勢力に他ならない。プーチンは彼らの存在がナチズム台頭に繋がりがかねないと主張した。二〇一四年三月の演説では、「政変の担い手はナシヨナリスト、ネオナチ、ロシア嫌い、ユダヤ人排斥者であった。彼らがウクライナの今後を決める」と説明の上で、政変の担い手をバンデラ主義者と名付け、「第二次世界大戦中にヒトラーの手先であったバンデラ主義者が何を目論んでいるのか明白だ」と語った。⁽¹⁰⁾

クリミア問題によって両国は激しく対立し、それは歴史認識問題にも現れた。ウクライナはこれまでロシアの反ナチズム決議に対して棄権していたが、クリミア併合をきっかけにその態度を一変させ、一貫して反対票を投じている。二〇一四年一月の国連総会第三委員会でもウクライナは決議案を次のように痛烈に非難した。「我々は数百万の同胞がスターリニズムという全体主義体制の犠牲者であったことを今も記憶しており、ヒトラーとスターリンを同じように非難している。ロシアはスターリニズムを称賛せず、ネオスターリニズムを扇動すべきでない。それらがナチズムやネオナチズムと同様に非難されない限り、決議案に賛同しない。……歴史の利用やその本質を歪曲することは容認できない。我々は、ロシアがナチズムやネオナチズムに抵抗する代表国だと自認することに断固反対する」。

ロシアは決議採択直後に「ナチズムの脅威を経験し、戦勝へ大きな貢献を果たした国民・国家がナチズムに抗する決議案に反対票を投じるのか理解に苦しむ」と非難し返し、歴史認識をめぐる軋轢が顕著になった。こうして、ロシアはファシストとしてラトヴィアやエストニアをやり玉に挙げていたが、ウクライナもその対象とした。プーチンやラヴロフ外相は、大祖国戦争史観に真っ向から対立する見方があることに驚きを隠さず、ニュルンベルク裁判で作られたナチズム・ワクチンの効果が弱まってきたと不満をにじませた。⁽¹¹⁾

そうした中、欧州に動きがあった。二〇一八年一〇月に欧州議会が「欧州におけるネオファシスト的暴力の台頭」と題する決議（以下、「欧州決議」）を採択し、欧州各国でネオファシスト勢力が台頭していると指摘している。特に興味深いのは、ラトヴィアの状況にも触れていることである。同決議では、「毎年三月一六日の武装親衛隊ラトヴィア人部隊記念日に、武装親衛隊に仕えたラトヴィア人を称えるために何千もの人々がリガに集まる」とされ、彼らの活動が懸念された。⁽¹²⁾ 同決議は賛成三三五、反対九〇、棄権三九の賛成多数で採択された。⁽¹³⁾ 決議採択後、ロシアの一部メディアは「ナ

ナチズムが台頭しているとの議論は「クレムリンによるプロパガンダ」という主張は認められないと論じた。¹³⁶⁾

ロシアは動きが早かった。二〇一八年の反ナチズム決議案を提出した際、欧州議会の決議に触れて、「EU加盟国は反ナチズム決議に対する態度を変えるべきだ」と説いた。¹³⁷⁾ 決議案は今までどおり国際的な条約や規約、ニュルンベルク裁判の決定等に触れた上で、武装新親衛隊元兵士等の活動のようなナチズムを肯定する言動を撲滅するために各国の取り組みが必要だと説いた。この点、欧州決議もあり、採決では欧州諸国の態度に注目が集まった。ところが、彼らは決議案が表現の自由と抵触するほか、国内問題である記念碑の設置等にも触れているとの理由で例年どおり棄権した。また、アメリカやウクライナもこれまでの立場を堅持し反対票を投じた。このように反対・棄権があるものの、表②のとおり賛成多数で採択され、歴史認識でロシアと共闘するイスラエルや中国も賛成国に含まれた。¹³⁸⁾

おわりに

以上のように本稿では、大祖国戦争史観の普及を目指して国連での決議採択を進めるプーチン政権の取り組みを明らかにしてきた。以下では本稿全体をまとめつつ、今後の展望を述べたい。

ラトヴィアやエストニアでは、ナチス・ドイツが設立した武装親衛隊の元兵士等による記念集會が開催され、大祖国戦争史観を重視するプーチン政権を刺激し続けた。そこで同政権は、自らの正当性を国際的に発信するために、反ナチズムを謳った決議採択を国連で進めることにした。その際、戦勝や強制収容所解放といった歴史認識での共通点を強調し、他国との連帯感を創出し支持調達に努めてきた。ロシアは当初、五三ヶ国からなる人権委員会で活動していたが、二〇〇五年からは国連全加盟国からなる総会での決議採択に乗り出した。

決議は毎年、賛成多数で採択されている。とはいえ、アメリカは表現の自由を理由に毎回反対、ラトヴィアやエストニアを含む欧州諸国は棄権している。この点、ロシア側の過去の発言を振り返ると、数ある国の中でもアメリカや欧州諸国からの支持を求めていることが分かる。ロシアの研究者や外交筋は、ラトヴィアやエストニアがソ連による「占領」

を強調し大祖国戦争史観に異を唱え続けていることが影響し、欧州は決議案に賛成票を投じていないと見た。二〇一四年にロシアがクリミアを併合すると、ウクライナはこれまでの態度を翻し決議案に反対票を投じるようになった。こうしてロシアは、ラトヴィアやエストニアに加え、ウクライナとも歴史認識を巡って対立するようになった。プーチン政権は他国と対立しつつも、反ナチズム決議の採択を進めながら自らの正当性を発信し続けている。

さて、プーチン政権は国際舞台で自国の正当性を発信するだけではなく、国内でも大祖国戦争史観の普及を図っている。例えば、二〇一四年の刑法一部改定に基づき「ナチズムの復権」なる規定が新たに設けられ、大戦下におけるソ連の役割について虚偽情報を流布する行為等に罰金が科されることになった。近年では、二〇一九年二月、「一九四一年から一九四五年の大祖国戦争におけるソヴィエト人民の勝利を永続化することに関する連邦法」及び「過激活動禁止法」の一部規定に修正が加えられ、ナチスのシンボルを用いることが禁止された。⁽¹⁹⁾このような流れは今も続いており、二〇二一年七月にソ連とナチス・ドイツを同一視する内容を含む表現活動がロシア国内で禁止された。⁽¹⁰⁾そのため、法改正の過程にも着目し、政権の目的を明らかにする必要がある。⁽¹¹⁾

また、プーチン大統領は歴史教科書の内容に不満を漏らしており、⁽¹²⁾ 政権は依然として歴史への関心を示している。その意味で、関連法の改正と併せて、歴史認識に関するロシア国内の動向を詳細に検討する必要がある。その他、大祖国戦争史観をめぐる旧ソ地域との協力や旧共産主義諸国を含む欧州との対立を含め、プーチン政権の対外発信を引き続きウォッチする作業も求められている。これらの課題については別稿で改めて論じることしたい。

※引用文中における亀甲括弧は引用者による補足説明を意味する。

注

(一) *Бешкинская В., Миллер А. Срадания, подвиг тыла и общая ответственность за войну // Россия в глобальной политике*, Т. 18, № 5, 2020, С. 60-88.

- (2) Черемушкин П.Г. Война с памятниками в странах Центральной Европы и новые тенденции создания военных монументов в России // Победа-75: реконструкция юбилея / Под ред. Г.Бордюгова. М.: АИРО-XXI, 2020. С. 55-87.
- (3) Собрание законодательства Российской Федерации (СЗРФ), №28, 2019, Ст. 3764.
- (4) 拙著「ロシアの愛国主義——ブーチンが進める国民統合」法政大学出版局、二〇一八年。
- (5) *Бордюгов Г.А.* «Войны памяти» на постсоветском пространстве, М.: АИРО-XXI, 2011.
- (6) 電子版「議会新聞」(<https://www.rpr.ru/social/istorigaeto-oru-t-revezhiogoh.html>)。本稿で引用したウェブページは二〇二一年一〇月三十一日時点に全く閲覧可能。
- (7) Российская газета, 15 января 2020 г.
- (8) 電子版「ロシア新聞」(<https://rg.ru/2020/01/22/reg-cfo/ruin-dredlozhi-otveti-pravdoi-falsifikatoram-istorii.html>)。
- (9) 拙稿「歴史認識を巡るロシアの政治——対立と協力の交錯」『政治研究』第六八号、二〇二一年、四二—四八頁。
- (10) 外няя политика и безопасность современной России. 1991-2002. Хрестоматия в четырех томах / Редактор-составитель Г.А. Шакеина. Том IV. М.: МГИМО (У) МИД России, 2002. С. 113.
- (11) 例えは、橋本伸也「記憶の政治——ヨーロッパの歴史認識紛争」岩波書店、二〇一六年。Томас Каваллаускас, "Different Meanings of May 9th, Victory Day over Nazi Germany for Russia and the Baltic States," in Nicolas Haysot, Leszek Jesien and Daniela Koleva (eds), *20 Years after the Collapse of Communism: Experiences, achievements and disillusions of 1989*, New York, Peter Lang Pub Inc, 2011, pp. 319-336.
- (12) *Барабанов О.Н.* Роль истории во внешнеполитической стратегии В.В. Путина // Вестник МГИМО-Университета, №1, 2016, С. 84-92.
- (13) Историческая память - еще одно пространство, где решаются политические задачи // Россия в глобальной политике, 2020, Т. 18, № 1, С. 59-80.
- (14) *Давыдов К.А.* Обращение к прошлому в контексте российского внешнеполитического дискурса (по материалам Министрства иностранных дел) // Политическая наука, 2018, № 3, С. 291-314; *Давыдов К.А.* использование истории в контексте внешней политики современной России (2012-2018 гг.) // Политика памяти в современной России и странах Восточной Европы. Акторы, институты, нарративы / Под ред. И.А.Миллера, Д.В.Ефременко. Спб.: Издательство Европейского университета в Санкт-Петербурге, 2020, С. 96-121.

- (19) Leaidi Kazututski. "Latvian SS-Legion: Past and Present. Some Issues Regarding the Modern Glorification of Nazism." *Criminal Law Forum*. Vol. 27, Iss. 3, 2016, pp. 361-362.
- (20) Дюков А.Р., Симиндей В.В. В плену у энкавратки: О политической ангажированности латвийской официальной истории графли // Свободная мысль, 2012, № 1-2, С. 200-201; *Симиндей В.В.* Огнем, штыком и лезвием. Мировые войны и их националистическая интерпретация в Прибалтике, М.: Фонд «Историческая память»; Алгоритм, 2015, С. 156-157.
- (21) Коммерсантъ, 17 марта 1999 г.
- (22) Коммерсантъ, 17 марта 1999 г.
- (23) СЭФ, № 13, 1999, Ст. 1566.
- (24) Скачков А.С. Историческая память в политических процессах постсоветской Прибалтики // Сравнительная политика, 2017, Том 8, № 1, С. 142.
- (25) Kazututski. *Op. cit.*, pp. 361-362.
- (26) Коммерсантъ, 17 марта 2000 г.
- (27) Коммерсантъ, 11 ноября 2000 г.
- (28) Коммерсантъ, 28 марта 2000 г.
- (29) Коммерсантъ власть, № 16, 25 апреля 2000 г., С. 59.
- (30) *Симиндей*. Указ. Соч., С. 151.
- (31) Коммерсантъ, 2002 г.
- (32) Коммерсантъ, 17 марта 2003 г.
- (33) Ри́тс-Но́рвэ́нстэнь (https://ria.ru/20030927/440299.html)°
- (34) Российская газета, 3 сентября 2003 г.
- (35) Коммерсантъ, 31 марта 2004 г.
- (36) Ри́тс-Но́рвэ́нстэнь (https://ria.ru/20040402/559924.html)°
- (37) Коммерсантъ, 17 марта 2004 г.
- (38) ロンチ連邦大統領府 (http://ktempln.jp/events/president/transcripts/22453)°
- (39) Духьянцев Г.Е. О деятельности Комиссии ООН по правам человека в контексте международного контроля // Вестник Ро

- сыйского университета дружбы народов. Серия: Юридические науки, № 1, 2006, С. 105-106. なお、人権委員会は二〇〇六年三月に「人権理事会」を立ち上げた (United Nations A/RES/60/251)。
- (36) UN Doc. E/2004/23.
- (37) UN Doc. E/2004/23.
- (38) Коммерсантъ, 17 апреля 2004 г.
- (39) 小森宏美「EU加盟とEU『選択』——エストニアとリトヴィアを事例として」『地域研究』第六卷第二号、二〇〇四年、一七三—一九二頁。
- (40) Коммерсантъ, 17 апреля 2004 г.
- (41) リン・ノーヴォスチ通信 (<https://riaru/20040417/571368.html>)。
- (42) リン・ノーヴォスチ通信 (<https://riaru/20040417/571213.html>)。
- (43) Лапа Yael Holo, “The European Commission against Racism and Intolerance (ECRI)” in Gauthier de Beco (ed), *Human Rights Monitoring Mechanisms of the Council of Europe*, New York, Routledge, 2013, pp. 127-128.
- (44) Adina Babes, “Preventing and Combating Racism, Xenophobia, Antisemitism and Intolerance: The Council of Europe and the Member States,” *Holocaust. Study and Research*, Vol. 10, No. 1, 2018, pp. 349-350.
- (45) Tony Judt, *Postwar: A History of Europe since 1945*, New York, Penguin Press, 2005, p. 803.
- (46) Российская газета, 6 июля 2004 г.
- (47) Karsten Brüggemann & Andres Kasekamp, “The Politics of History and the “War of Monuments” in Estonia,” *Nationalities Papers*, Vol. 36, No. 3, 2008, pp. 431-432.
- (48) Российская газета, 18 августа 2004 г.
- (49) 小森宏美「再国民化と脱国民化に直面するエストニアの歴史教育——教科書比較の視座から」『早稲田教育評論』第二九卷第一号、二〇一五年、一五五頁。
- (50) Коммерсантъ, 17 февраля 2005 г.; Независимая газета, 16 марта 2005 г.
- (51) Коммерсантъ, 4 марта 2005 г.
- (52) Российская газета, 17 марта 2005 г.
- (53) Коммерсантъ, 17 марта 2005 г.

- (74) Коммерсантъ власть, № 20, 23 мая 2005 г., С. 80.
- (75) UN Doc. A/S-28/PV.1.
- (76) ロシア連邦大統領府 (<http://kremlin.ru/events/president/transcripts/22802>)°.
- (77) UN Doc. E/2005/23.
- (78) Ibid.
- (79) ロシア外務省 (https://www.mid.ru/foreign_policy/humanitarian_cooperation/-/asset_publisher/bV3NYd16mBFC/content/id/442974)°.
- (80) リト・ノーヴェキスチ通信 (<https://ria.ru/20050414/39664853.html>)°.
- (81) Вестник Совета Федерации, № 3, 2005, С. 17.
- (82) Вестник Совета Федерации, № 3, 2005, С. 26, 61.
- (83) Российская газета, 4 мая 2005 г.
- (84) Путин В.В. Избранные речи и выступления, М.: Книжный мир, 2008, С. 292.
- (85) ロシア外務省は「当該歴史教科書の内容は事実を基つた正確な記述と非難した(Коммерсантъ, 3 февраля 2005 г.)°.
- (86) Коммерсантъ, 17 марта 2005 г.
- (87) Путин. Указ. соч., С. 292.
- (88) *Малинова О. Ю.* Актуальное прошлое: Символическая политика властвующей элиты и дилеммы российской идентичности, М.: РОССПЭН, 2015, С. 108.
- (89) ロシア連邦大統領府 (<http://kremlin.ru/events/president/transcripts/22967>)°.
- (90) ロシア連邦大統領府 (<http://kremlin.ru/events/president/transcripts/22928>)°.
- (91) 前掲拙稿、四二頁°.
- (92) 電子版『ロメルサント』(<https://www.kommersant.ru/doc/3867047#id855079>)°.
- (93) UN Doc. A/60/L.12, A/60/L.12/Add.1.
- (94) UN Doc. A/RES/60/7.
- (95) UN Doc. A/60/L.12/Add.1.
- (96) UN Doc. A/520/Rev.17.

- (77) UN Doc. A/60/507.
- (78) ロント外務省 (https://www.mid.ru/foreign_policy/humanitarian_cooperation/-/asset_publisher/bV3NXd16mBFC/content/id/420404)°.
- (79) UN Doc. A/C.3/60/L.60.
- (80) UN Doc. A/C.3/60/SR.42.
- (81) Ibid.
- (82) UN Doc. A/60/507.
- (83) UN Doc. A/60/PV.64.
- (84) UN Doc. A/RES/60/143.
- (85) Российская газета, 18 ноября 2006 г.
- (86) Российская газета, 22 сентября 2007 г.
- (87) Российская газета, 11 октября 2007 г.
- (88) リト・ノーネキスチ種信 (<https://ria.ru/20071011/83441065.html>)°.
- (89) Российская газета, 17 марта 2006 г.; 15 марта 2008 г.; 25 июля 2008 г.; 27 марта 2009 г.; 17 марта 2010 г.
- (90) UN Doc. A/RES/61/147, A/RES/62/142, A/RES/63/162, A/RES/64/147, A/RES/65/199.
- (91) UN Doc. A/C.3/61/SR.46, A/C.3/62/SR.51, A/C.3/63/SR.40, A/C.3/64/SR.43.
- (92) 前掲拙稿「一三—五七頁」°.
- (93) СЗРФ, № 18, 2010, Ст. 2177.
- (94) 電子版『ヤスウエヒスチキ』 (<https://iz.ru/news/361448>)°.
- (95) ロシア連邦大統領府 (<http://kremlin.ru/supplement/546>)°.
- (96) ロシア連邦大統領府 (<http://kremlin.ru/events/president/transcripts/7685>)°.
- (97) СЗРФ, № 48, 2010, Ст. 6338.
- (98) СЗРФ, № 48, 2010, Ст. 6255.
- (99) Уроки Ньюберга и актуальные проблемы международного права: Материалы «круглого стола» 18 ноября 2010 г., М.: Издание Государственной Думы, 2011.

- (90) Государственная Дума Федерального Собрания Российской Федерации. Основные итоги деятельности. Справочник. Екатеринбург. 2010. М.: Издание Государственной Думы, 2011. С. 85.
- (101) リン・ノーヴォスト通信 (<https://ria.ru/20101116/297056752.html>)°
- (102) ロシア外務省 (https://www.mid.ru/sl/press_service/spokesman/answers/-/asset_publisher/OyrhusXGz9Lz/content/id/228482)°
- (103) 在独ロシア連邦大使館 (<https://russische-botschaft.ru/2010/11/22/vystuplenie-ministra-inostrannykh-de-2/>)°
- (104) ロシアトモ (<http://council.gov.ru/events/news/17163/>)°
- (105) ロシアトモ (<http://council.gov.ru/events/news/17171/>)°
- (106) UN Doc. A/C.3/65/L.50.
- (107) UN Doc. A/C.3/65/SR.46.
- (108) UN Doc. A/65/PV.71.
- (109) UN Doc. A/RES/65/199.
- (110) UN Doc. A/C.3/66/L.60.
- (111) UN Doc. A/C.3/66/SR.45.
- (112) UN Doc. A/66/PV.89
- (113) 本報通信 (<https://tass.ru/mezhdunarodnaya-raznoga/528990>)°
- (114) ロシア外務省 (https://www.mid.ru/foreign_policy/humanitarian_cooperation/-/asset_publisher/bV3NYd16mVfC/content/id/182390)°
- (115) リン・ノーヴォスト通信 (<https://ria.ru/20110228/340128855.html>)°
- (116) *Вороневич А.Д.* Роль европейской политики памяти в государственной исторической политике Молдовы и Украины в 2000-х годах // Политическая наука, 2018, № 3, С. 171.
- (117) *Тренин Д.* Post-impetum: евразийская история, М.: РОССПЭН, 2012, С. 101.
- (118) *Бойков С.* Влияние исторической политики стран Балтии на отношения России и Евросоюза // Международная жизнь, № 9, 2021, С. 85.
- (119) *Скачков.* Историческая память..., С. 143.

- (10) *Бойков С.С.* Эволюция внешней политики России в отношении стран Балтии на современном этапе // Проблемы постсоветского пространства. 2020, Том 7, № 3, С. 397.
- (11) *Скачков* Историческая память.. С. 143.
- (12) *Зверева Т.Д.* Северо-балтийская группа в меняющейся Европе // Вестник Дипломатической академии. Россия и мир, 2019, №2, С. 75.
- (13) *Миллер А.И.* Политика памяти в посткоммунистической Европе и ее воздействие на европейскую культуру памяти // Политика, № 1, 2016, С. 116.
- (14) Российская газета, 25 августа 2009 г.
- (15) *Смирнов В. А.* Роль политических элит в формировании исторической политики в странах Прибалтики // Балтийский регион, 2015, № 2, С. 86.
- (16) *Скачков Д.* Россия и Прибалтика: причины кризиса // Международная жизнь, № 9, 2018, С. 16.
- (17) 電子版「イヌスヴェムチャ」(<https://iz.ru/news/367986>)。
- (18) EU内でのバルト諸国の働きかけや、支持調達の具体的方法等については別個の課題とした。
- (19) 簡単な解説として、小幡宏尚「ユーロマインタン革命(尊厳の革命)——『脱露入欧』の夢と現実」服部倫卓・原田義也編著『ウチヲイナキを知るための65章』明石書店、二〇一八年、二八七—二九二頁。СЭРФ, № 12, 2014, Ст. 1265.
- (20) Российская газета, 19 марта 2014 г.
- (21) UN Doc. A/C.3/69/SR.49.
- (22) ロンナ外務省 (https://www.mid.ru/foreign_policy/humanitarian_cooperation/-/asset_publisher/bV3NXd16mBfC/content/id/790178)。
- (23) UN Doc. A/69/891-S/2015/311. Российская газета, 16 октября 2014 г.
- (24) Official Journal of the European Union, Vol. 63, 16 October 2020, pp. 22-27.
- (25) 欧州議会 (<https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/ropups/sda.do?id=31755&l=en>)。
- (26) *Александр Носович*, Европа разглядела фашизм в Латвии // RuValic.Ru (<https://www.ruvalic.ru/article/politika-obshchestvo/30102018-evropa-razglyadela-fashizm-v-latvi/>).
- (27) UN Doc. A/C.3/73/L.53.

- (138) UN Doc. A/C.3/73/SR.48.
(139) СЗРФ, № 49, 2019, Ст. 6980.
(140) Российская газета, 6 июля 2021 г.
(141) *Андреева А.В.* Социальная обусловленность установления уголовной ответственности за реабилитацию нацизма в РФ // Вестник Московского университета МВД России, № 8, 2015, С. 112-114.
(142) Российская газета, 28 апреля 2021 г.

【付記】 本稿は、東京大学先端科学技術研究センターが実施する外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業「体制間競争の時代における日本の選択肢：国際秩序創発に積極的関与を行うための政策提言・情報発信とそれを支える長期シナリオプランニング」の中国・権威主義体制に関する分科会会合（二〇二一年一月二三日オンライン開催）での報告原稿を加筆修正したものである。